

令和元年第4回邑南町議会定例会（第4日目） 会議録

1. 招集年月日 令和元年9月2日（令和元年8月22日告示）

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 令和元年9月12日（木） 午前9時30分

閉会 午後2時35分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎			11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	清水 優文						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	植田 弘和
管財課長	小畑 芳秋	地域みらい課長	三上 直樹	財務課長	白須 寿
町民課長	種 由美	福祉課長	小笠原 誠治	農林振興課長	大賀 定
商工観光課長	日高 始	建設課長	上田 修	水道課長	三上 和彦
保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子		
羽須美支所課長補佐	河野 靖	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 柳川 修司 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

令和元年第4回邑南町議会定例会議事日程（第4号）

令和元年9月12日（木）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第21号 平成30年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第22号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第23号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第24号 平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 平成30年度邑南町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第27号 平成30年度邑南町水道事業会計決算の認定について

議案第28号 邑南町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

議案第29号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第30号 邑南町表彰条例の一部改正について

議案第31号 邑南町消防団条例の一部改正について

議案第32号 邑南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第33号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第34号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

議案第35号 邑南町印鑑条例の一部改正について

議案第36号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

議案第37号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第38号 邑南町水道事業給水条例の一部改正について

議案第39号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

議案第40号 令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号について

議案第41号 令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号について

議案第42号 令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第43号 令和元年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号について

議案第44号 令和元年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第2号について

議案第45号 令和元年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第1号について

日程第4 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第46号 財産の取得について

日程第5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第4号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

発委第5号 日貫小学校の養護教諭の継続配置及び事務職員の配置復活と
児童数による配置基準の見直しを求める意見書の提出について

日程第6 閉会中の継続調査の付託

日程第7 議員派遣

令和元年第4回 邑南町議会 定例会（第4日目） 会議録

【令和元年9月12日（木）】

—— 午前9時30分 開議 ——

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

開議宣告

●山中議長（山中康樹） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布をしたとおりでございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長（山中康樹） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。13番石橋議員、14番三上議員、お願いをいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 一般質問

●山中議長（山中康樹） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き、一般質問を行います。通告順位第5号亀山議員、登壇をお願いします。

（議員登壇）

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、皆さんおはようございます。ええ、12番亀山でございます。ええと、今日はですね、町民の皆さんから声をいただいた、そのことについて執行部へ提案なり、あのう、問題提起、投げかけをしてみたいと思います。ええと、先ず、始めにですが、始めこれですが、これは、あのう、議会が議会改革の一環としてやりました町民の皆さんを対象にしたアンケートの、を結果が集まりました。その中でその意見として、ええ、執行部へ、のいろいろ意見とか要望とかあったものを議長を通じて執行部のほうへ送っていただきました。それを速やかに各課へ分けて、的確なそのう、回答ですか、それを早いこと出してもらいました。これはええと、今進められとる町政懇談会の中で配

布されとると伺います。こういった素早い対応、それで丁寧な対応については評価したいと思います。ほいでこれに関連して、やはり、あのう、一般町民の皆さんの声を大事にする姿勢、それは議会としても執行部としても持たなければならないと思います。そこで私達も普段ボーっと生きてるわけではありませんが、やはり町民の皆さん、あのう、最近行政に対する関心が薄くなったと言われる中でも、こうしたそれぞれいろいろ私達が気づかない課題とか気づきをしていただいとるということは、私たちもしっかり勉強せにゃあいけんのかなあと思います。ええ、そこで早速、あのう、通告しております、あのう、質問に入りたいと思いますが、先ず、第1点は、ええと、一町民からの指摘で明らかになった、家屋敷税の問題。対応にあたっては税に対する不信を招かないよう、町民理解が得られる方策を早期に示す努力を求めると通告しております。ええ、このことは、一般質問事項として、議会事務局の広報では、いわゆる家屋敷税の問題についてと、いわゆるを頭に付けてもろうとります。この家屋敷税については地方税法やそれに準拠した町税条例の中には、町税として課税する普通税、その中には家屋敷税という文言はぜんぜん見当たりません。ええ、地方税法の294条第1項の2号、または町の税条例でいうと、23条の第1項の2号で町民の、おっ、町民税の納税義務者等というところで、町内に事業所、事務所、または家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない者に町民税の均等割りを課するとあります。このことをいわゆる家屋敷税と呼んでいるのだと思います。つまり、この邑南町に家屋敷が、ああ、家がある、事務所がある人は町外にすんどられても、住民税の均等割りを課税しますよということです。ほいでこのう、いわゆる家屋敷税というものはこれまで私はぜんぜん知りませんでした。これまで地方税法や町の税条例を開く機会は度々ありましたが、この度の町民の方からの質問を受けるまでは全く気が付きませんでした。まあ、議員としては体たらくとさえも感じておる、おります。そこで先ず、この問題について執行部で検討してもらい始めた、これまでの経過を前段として少しお話したいと思います。ええ、このことについては、今年の5月、ある町民の方から、町民税の決定通知書が届いたと、その裏面に印刷してある町内に事務所、事業所または家屋敷を有する個人で町内に住所を有しない者が、町民税の納税義務者とはどういうことなのかと、質問を受けました。そこで私は、ああ、調べてすぐに返事をしますよと安請け合いをしたことが発端になりました。それから財務課にすぐだったか、どうだったかは覚えておりませんが、電話で問い合わせましたところ、本町では現在、家屋敷税は課税しておりませんということでした。しかし、税と名がつくものは重たいものなので、税条例や規則で課税しない理由が、課税免除とか減免とかの形で決まるがあるものと、私なりに考えていろいろ調べてみましたが、その課税をしない理由というのがなかなか見つけることができませんでした。そこで担当課の課長に家屋敷税の取り扱い状況について報告を求めることにしました。その後、しらす、ああ、担当課長からこの事件、この件を報告したいとの連絡がありましたが、ああ、課長に相談して以来、以後も少しずつ調べてみましたが、これは私一人が聞いても、質問された町民の方に的確に説明責任が果たせる見込みがない、これは根の深い、長い年月が経過した難しい問題で、私の手に負える問題ではないと判断しましたんで、議長と事務局長に同席してもらって課長の報告を受けました。その結果、所管常任委員会である総務教民常任委員会に家屋敷税の説明をし、全員協議会で報告する段取りにしてもらいました。そこで、本定例会で、全協がありましたが、その時の説明を聞きながら、やはり少し

納得のできないところもありますので、この度一般質問として取り上げさせていただきました。そこで改めて、地方税法や町税条例に定めて、町のホームページにもそのことを載せ、町民への納税通知書にも記載してきた、いわゆる家屋敷税をこれまでどのように課題認識して、そして課税して来なかったのかを先ず伺います。

○白須財務課長（白須寿） 番外。

●山中議長（山中康樹） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 家屋敷課税について説明させていただきます。ええ、はじめに先ほど、ええ、議員さんの説明と重なる部分があるかも知れませんが、ええ、先ず概要から説明させていただきます。家屋敷課税とは、邑南町内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、町内に住所を有しない者に、邑南町が住民税の均等割を課するもので、地方税法では第294条第1項第2号、邑南町税条例では第23条第1項第2号に規定されているものでございます。地方税法においては法律が公布された昭和25年当初から規定されているものでございます。この規定は、市町村内に住所が無い方でも、その市町村内に家屋敷等があれば、除雪、あるいは消防等、何らかの行政サービスを受けているという考え方から、一定の負担をしてもらおうというものでございます。ここでいう家屋敷等は必ずしも自己所有でなくともよく、借家でも課税の対象となるとされております。なお、住民税均等割の税額は5,500円、内訳は町民税3,500円と県民税2,000円となっております。議員ご指摘のように、家屋敷課税について、邑南町では、税条例や町県民税の税額決定通知書に記載されているにもかかわらず、確認しうる限り合併前の旧町村時代からも課税を行っていないという状況でございます。このような状態がこれまで長年続いてきております。ここに至って、住民の皆さんに混乱を来しているとともに、ご心配をおかけしているところでございます。何故課税してこなかったのかという点でございますが、家屋敷課税を行うためには、固定資産税の台帳や本人の申告等を基に、必要に応じ実地確認を行い家屋敷課税の対象となるか要件等の確認をしなければなりません。確認しなければならないことを具体的に申しますと、家屋敷が常に居住しうる状態か、事務所はそこで継続して事業が行われる場所か、ええ、また、他人に貸付ける目的で所有しているものや他人が居住しているものは課税の対象から外れますので、所有の目的あるいは実際の居住状況、所有者が死亡している場合はその相続人等、所得要件等により非課税の場合になる、非課税になる場合がありますので、納税義務者の所得などを確認する必要があります。ええ、家屋敷課税を行う上では、税負担の公平を確保するため、該当する可能性のある所有者全員からこれらの正確な状況を把握しなければなりません。要件確認の主要な手段が申告でもあることから困難が予想されるところでございます。また、全国の自治体の実施状況でございますが、平成30年度市町村税課税状況等の調べにより確認できるところでございますが、全国1,741自治体の内、家屋敷課税を行っているのは618自治体で実施率は35.5%でございました。島根県内で家屋敷課税を行っている自治体はございませんでした。近隣に課税していない自治体があ

ること、ええ、は、先ほどの申告や、要件の確認、あるいは滞納になった場合の納税折衝、こういったものを理解を得ながら進めることを更に困難にするものと予想されるところでございます。以上、邑南町では、税負担の公平の確保の点から、要件、全体の確認作業の中で、要件の確認が困難となるケースが発生する可能性があること、また、法律に定めのある中で全国的に課税している自治体と課税していない自治体が混在しているという状況などを考慮しまして、家屋敷課税を実施することは難しいと、現在のところ整理しているところでございます。なお、参考までに家屋敷課税を行った場合の町民税額を推計いたしますと、固定資産台帳によりますと、町内に事務所や家屋を有する個人で町内に住所を有しない者は、方は1,224人ですので、均等割額3,500円を乗じ4,284,000円となるところでございます。ただし、根拠となる所有者数は、先ほどの要件の確認を経ますと更に少なくなることが予想されるところでございます。

●**亀山議員（亀山和巳）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、ええと、家屋敷税について、ええと、これまでの状況、それから家屋敷税のことについて説明をいただきましたが、がですね、ええと、2番目に通告しております5月に町民からの問い合わせがあった以前にも担当課に問い合わせをしたという情報もあります。この問題提起から今日までの検討状況、で、今後の対応はどうしようとしているのかを伺いますとありますが、それと、その次の今後は法や条例を根拠にした課税か、または課税免除かどちらの方向を考えているのかを伺いたいと思います。これは、ええと、先ほどの説明にありましたように、昭和25年、私たちが生まれる前に、もう決まった法律で、ずっと今まで来たもんです。私もちょっと心配しました。この議場で毎年のように地方税法の改正、税条例の改正がいろいろある中で、私はボーっとして手を挙げてしもうとって、これが決まってしもうたかなあ思うんですが、調べてもらいましたら昭和25年からだいうことで、まあ、少しは私も、私の責任が少なくなったかなと安心はしたんですが、しかし、こういった課題が起こった以上、それは現時点での、あのう、財務課長の責任いうわけではありませんし、合併前からのことで石橋町長の責任ということでもないと思います。ずっと過去から引きずった問題ですが、これがこういう問題が出てきた以上、どっかでけじめをつける言いますか、白黒をつけにやいけんと思いますが、今町として考えられとるのは、課税の方向で、法律に従って、条例に従って課税の方向でいくのか、それとも今までのようにいろいろ難しい問題があるんで、あのう、課税しない、課税免除、そういった方法を、あのう、考えておられるのか、その点についてお伺いします。

○**白須財務課長（白須寿）** 番外。

●**山中議長（山中康樹）** 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） ええ、この家屋敷課税について、ええ、現在、町で考える課税する、しないの考えをというご質問でございました。ええ、説明する前に、今日までの経過を若干説明させていただきます。あのう、以前にも町民の方から問い合わせがあったという事実につきましては、あのう、確認しましたところ、ええ、何らかの形であったようでございます。ええ、その時点ではですね、ええ、邑南町では課税をしていないという事実のみを、ええ、伝えて、そのう、おったようでございます。ええ、今回のご指摘を受けて、改めて、ええ、まあ、県への問い合わせなんかも含めまして、ええ、考え方を整理したところでございます。その経緯でございますが、ええ、例えば全国の自治体の実施状況、ええ、これについては先ほど申しましたように、全国で35.5%、県内ではなかったと。それで広島県において確認しましたところ、ええ、これは電話での聞き取り内容も加えたところでございますが、23自治体中9の自治体が行っておられたところでございました。課税している自治体へですね、どういうふうに課税しているのかという聞き取り調査もさせていただいたところでございます。ここで確認したところは、ええ、事務所課税は行っていないこと。あるいはあのう、以前からの空き家には課税しておられないことなど、独自の運用がそこではなされているという状況でございました。ええ、またあのう、島根県税務課への、へも照会しております。回答の中身を要約して説明させていただきますと、家屋敷課税を行っていないことについて、このことについては県の見解は、特別な事情があると市町村が判断すれば、県として従うということでございました。また、課税していないことの根拠については、地方税法第6条第1項、これは、あのう、課税免除の規定の部分でございます。ええ、この規定に妥当性があるかどうかという検討をしてもらいたいと、ただし、まあ、個別の手続きについては、各自治体で判断いただくべき事案という回答を得ているところでございます。ええ、これらの、ええ、状況を踏まえて今後の課税状況が、課税をどうするかという検討もいたしております。検討を致しております。ええ、先ほど来、こうして申し上げておりますように、ええ、現在のところ邑南町では税負担の公平性の面や他の自治体の状況などふまえて、ええ、今後についても家屋敷課税は実施しない方向で整理し、ええ、その法的根拠については先ほど申しました、島根県税務課からの課税免除に求めてはどうかというふうに考えているところでございます。ただ、あのう、手続き的なところを詰めてまいりますと、ええ、課税免除するためには新たに条例を制定しなければならないこと、ええ、そういった、ええ、家屋敷課税の課税免除の例がですね、他の自治体で他にあるのかというようなところ、ええ、またあのう、先ほど説明しました、あのう、税の負担の公平性、そういったものが課税免除の理由として法律に規定されております公益上その他の事由、これに該当するのかなどについて改めて現在調査、研究をしているところでございます。ええ、これらの、ええ、状況によりましては、ええ、現在整理しております課税しないという考え方も含めて再検討しなければならない可能性もあるというふうに現在考えているところでございます。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） あのを、まあ、今後の方向ということ、まあ、聞かれていますので、私からも若干説明をしたいんですけど、あのを、亀山議員がご指摘のように昭和25年からある法律。で、まあ、その当時と70年弱経った今とでは全く社会の状況というのが変わっていると思います。だから当然対象物件も昭和25年ごろはわずかだったかも知れませんが、もう今は空き家も含めて相当な数にのぼっているという実態があると思います。で、今の課長も答弁しましたように、やっているとこもあるんですけど、独自の運用でやってる、それがあのを、税の公平性から考えてそれはほんとにいいのかどうか、独自の運用と言いますと、この物件はかけるよ、この物件はかけないよということをやっていますと、やっぱり税の公平性から考えると、私はいかがかな、いかがなものかなというふうに、まあ、思うわけですね。ええ、で、基本的には、まあ、法律で明記されてるから、課税の方向でいかなきゃいけないけども、今の世、邑南町の実態も含めて全国的に非常に難しい問題が様々あるからやられてないというのが、正に今の状況だろうというふうに、まあ、思うわけです。で、まあ、県に聞いても、まあ、独自でやってくださいみたいな話ですね、ある意味責任放棄みたいな形にもなっているわけですし、まあ、最後はこれはまあ、国のほうへ、やっぱりこの見解を求めていくしかないかなと、まあ、国が作ったものですから、地方税法。ううん、で、あのを、実は、まあ、全国町村会の財政部というところがあります。そこへ早速、まあ、提案があった時に、問い合わせをしました。えっ、こんなものがあるの？というような認識です。残念ながら。で、いろいろ話をしますと、これはまあ、あのを、ほんとにこれは全国的な大きな問題だなということ、まあ、認識初めてされたわけです。で、まあ、その財政部というのはこうした問題を正に取り上げて、どうやって自治体の、あのを、意思を国へ届けるかっていう機関でありますから、まあ、そういうことで、9月18日でありますけど、ええ、財務課長と一緒に全国町村会に行きまして、ええ、このうちの実態を申し上げたいというふうに、まあ、思っております。で、併せてこれはやはりあのを、まず総務省の所管でありますから、総務省の自治税務局の市町村民税課というのがありますから、正にそこが取り仕切るところでありますので、そこで、この問題を正式に取り上げてもらって、ええ、国の見解というものをですね、ええ、まあ、聞き、見解が出なければ、やっぱり早めに検討していただくということがよろしいのかなあというふうに思うんです。ええ、税の問題を1,700いくつある自治体が行っているところ、やっていないところ、こんなことがあればやはりこれは大きな問題だと思いますので、ええ、それはやはり国の考え方に、やっぱり従ってどうするのか、課税免除という項目を設けてもいいのかどうか、まあ、そういうこともしっかり国と話し合いながら、少し時間はかかりますけども、まあ、検討はしていかなきゃいけないというふうに、まあ、思っております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、えと、今、課長、町長から答弁いただきましたが、今、あのう、そりゃあ昭和25年からずっとのことなんです、今の状態を見てみると、国が決めた法律ではあります。それにしたごうて、町も税条例を立ち上げて町がこういう文言も法律と同じような文言を挙げて、町の条例で課税しますよとうとうとるんですよ。そしてそれには特段、あのう、正式なその課税免除とかいう手続きもされとらん、いろいろ難しい、担当課では難しい問題もあるかも知れませんが、それが正式には手続きがされとらんいうことは、極端にいうと条例違反の状態ではないかとも感じます。それともう一つは、あのう、公平性ということを言われましたが、その家屋敷税をかける時に、かける人、かけん人との公平、不公平が出ちゃあいけんということも今言われましたが、公平性で言いますと、町の税金全体を考えて公平性を見てみますと、ちょう、町民の目から見ると町は条例を立ち上げてしっかりした根拠で決まったものは決まったように徴収されておると思うのが一般町民だろう思うんですよ。そうした中でこういった事情があつて、条例には決めてないものが賦課してないということがあるということは、普通に町民税を納められる固定資産税、いろいろ税がありますが、納められとる方からするとここでは条例に定まったことをやっていないことでの、そこでの不公平が大きなものが生じてくるんじゃないかと思います。それともう1点は、ああ、県も、あのう、市町村の判断に任せますというようなことですが、この家屋敷税の中には、町民税の他に県民税も含まれて徴収するんですよ。そうすと、県が当然徴収、ああ、市町村が徴収したものを県が受けとらにゃあいけんものが、島根県には全然入っとらんということなんです。ですから県は町の判断に任せますというようなことじゃあ、ちょっとこれも町長さっきまで言われたです、責任逃れのような感じもします。そこでどうも、今の町の今の方針としては、これまで通り課税しない方針で行くということと言われましたが、ちょっとそこには、あのう、問題が、えっ？方針は出てない、うん、そういう考え方で何とか課税しない方法の理由付けを今考えたと思いますが、その公平、先ほど言いました公平性、ええ、等について、うん、おかしいこたあないでしょうか。うん。

○**白須財務課長（白須寿）** 番外。

●**山中議長（山中康樹）** 白須財務課長。

○**白須財務課長（白須寿）** ええ、家屋敷税を検討する中で、ええ、まあ、家屋敷税の課税の中での公平性がある一方、住民税全体としての公平性も考えるべきではないかというようなご質問でございました。ええ、まあ、あのう、議員さん、あのう、言われることもございます。ええ、現在、あのう、町では家屋敷税についてどうしたら公平な課税ができるのかということを第一に考えております。ええ、ただあのう、できないのなら、あのう、何を根拠に課税しないのか、先ずはそういった、先ずは家屋敷課税のそういった公平性をしっかり整理をしないと全体の、ええ、住民税全体の公平性にもつながらないのではないかというふうに考えております。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） ええと、税の公平性、そこから、そこを一番やっぱり基本に
していただきたい思います。それで先ほどもありました、課税免除する場合は先ほど課長
の答弁で、ええと、地方税法、ああ、地方税法の第6条の第1項、これは公益上その課税
をしないことが、うん、あのう、例えば邑南町のためになるんだという、あのう、しっか
りした目的があればこれをつこうてもいいですよということが、例外がある思うんです
が。ほいで、まず始めにや、あのう、地方税法いうのはあんまり、あのう、市町村へ融通を、
市町村の裁量権ですが、それをあんまり認めとらん、かなり厳しゅう、厳しゅうそういつ
た条件も絞ってあろう思うんですよ。ほいで公益性をいうところで見ると、ええ、地方税
法の逐条解説いうんですか、それで公益性とはどういうものなのか、その他の理由とはど
ういうものなのかいうのを解説を見てみますと、なかなかそれは事務上、事務手続き上難
しいけ営業いうことが、それは町としての公益性にはあたらんように私は読んだんですよ。
ほいで、なかなかその理由を見つけるのは難しいんじゃないかなと思うのと、これまで
私がこの件を私なりに調べていく中で、他の自治体の様子もちょこちょこ分かってきま
した。ほいで、本町と同じように地方税法にしたごうて、町で、市で条例を定めながらも
課税をしていない自治体が、先ほども言えたように6割以上あるという自治体です。ほいで、
そうした自治体の中でもホームページに家屋敷税をご存知ですかいうてホームページに載
せて、家屋敷税の内容について説明をした市もあるわけですよ。そこを見てみますと、あ
のう、総務省のデータでは課税しとらんのですよ。そこまで皆さんに知らしといてでも
課税をしとらん実態もあります。ほいで、例えば全くこれが皆さんご存じないのかと思
いますと、ええとね、ある市の市民の声というのがその市のホームページにでとるん
ですが、この人はA市、B市に不動産を持つとって、C市に住んどられる、そうするとA市からは
家屋敷税の課税の通知がくるんです。B市からはこんのんです。で、その人は、まあ、こ
んけえ、ええじゃあないかですまんこう、B市へ問い合わせをしました。そうすると、
B市の回答は税法上では課税することにはなっていますが、手続きが非常に困難な状況か
ら、現時点では課税していませんという答えだったそうです。これにしても、確かな根拠、
うちの条例のどこそこでこういうことは決めてありますんで課税しませんよというようなこ
とはしてないです。そいだけ、いろいろ調べてみる中でもはっきりした根拠を持って課税
をしとらんいうところは、こりゃ全国的にもいいんじゃないか思います。ほいで、難し
い問題がありながらも、課税しとるところが35.5%もあるということです。島根県はゼ
ロということですよ。それとその課税する、しないは市町村にお任せしますという県の姿勢。
これはちょっと問題がありやあせんか。そいで、上、国やら県ばっかりいうてもいいけん、
例えば法律があるから町の条例も決めてあるんですが、町が町として条例を決めたんなら、
町独自の責任もやはり町民に対してあるんじゃないかと思います。ほいで、そこでですね、
あのう、こりゃあ、その全国の例の分を、あのう、課長からもそのデータをいただいたん
ですが、それとはまた別の形でちょっとまとめてみたんですが、それを皆さん方にちょっ
と資料としてお配りしたいと思うんですが、許可していただけますか。はい、そいじゃあす

みません、10分ほど、お願いします。ちょっと。

●山中議長（山中康樹） それでは暫時休憩いたします。

—— 午前10時4分 休憩 ——

—— 午前10時5分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、議長、ええと、これはですね、ええと、財政課長からいただいた時の資料は総務省のデータを、あのう、納税義務者数と納税額という欄で出たんですが、その総務省のデータでいきますと、いろんな項目が載っております。その中で私は課税をしておる自治体の数、それがその都道府県に占める割合いうのを拾い出してみました。そこで、これは左が29年で右が30年ですが、一番下に島根県があります。19の市町村で課税してあるのはなし。ですからゼロ、ゼロ%です。ほいで、一番上の大阪府でみますと、43の市町村ある中で、39の市町村が課税して、率で言うと90.7%の自治体が大阪府では課税しています。ほいで、29、30同じかと思えますと、やはり、増えたところもあるし、減ったところもあります。そこで30年の一番下を見てみてもらいますと、島根県が1とここにあるんですが、どっか一つの自治体これは、この家屋敷税を課税しておるように総務省のデータが出たので、これは珍しいことだ思いました。その市へ、担当課の市へ、ええと、忙しいと思うんですが、電話をしてみました。そうしたら、あのう、調べてもらいましたら、これはデータの入力ミスなんで、うちでは課税しておりません言うことでした。ですからこの資料は総務省の資料を引っ張ったんですが、島根県がここはゼロになりますんで、やっぱり一番下にあります。うん、はい。ですからこうして難しい問題がありながらも、やっぱり法があり、条例を立ててこうやって課税をしておる自治体が全国にあるということで、まあ、確かに町長答弁で言うてもらいましたが、全くこれはおかしい法律ですよというには、これだけの自治体が課税をしとる、特に、ええと、ここで言うと上から、ええと、何番めか降りた先ほど聞きました、福島県なんかはこれはホームページ等でしっかり、あのう、皆さんに周知をして、それで37の自治体が課税をして62.7%の自治体が課税をしとるという状況なんです。それでこれを見ながら、ふるさと寄附金、ふるさと寄附金でどっちかいうと、赤字になつとる自治体ですよ。それがどうだろうと思うので、ちょっと、てんてんと見てみたら、特にあのう、神奈川県横浜市でありますとか、東京の港区で、というようなところはしっかりこの家屋敷税で、その赤字分を補てんされとるんかなあとは思っています。そういった状況もありますんで、どうでしょう、ここはちょっと、慎重にでもあります。やはり町は町として条例を立てて、その課税をしますいうことをうとうとあるんなら、それなりの町としての責任もあるんじゃないかと感じております。そこで、ええと、その課税する、しな

い、どちらかまだ決まっとらんわけですが、本町で新たにこれを課税するとなると先ほどから伺っておりますように、いろいろあのう、課題が、様々な課題があるようです。担当課の業務がたいへんなことは分かります。そこからまたこれを課税免除の方向で行こうとされるならば、ああ、この課税免除の新たな条例を立ち上げて、しっかりした理由をつけて、先ほどの、あのう、地方税法の第6条にしたごうた形で、公益上という理由を何とか探して条例化しなければいけないようです。そいで、また先ほども言いました、そういった具体的な例を挙げた自治体は、今んとこ私としては見つけることができません。ほいで、条例制定となりますと、議会での審議や可決が必要になってきますんで、議会としても判断を求められる機会があるので、私たち議会としてもしっかりこれは勉強していかんやあいけんことではないかと思うとります。それと先ほどから申し上げとります、税の公平性という点では、納税をされとる方とこれを課税しない人との公平さということもあります。そいで、いろいろ、問題はあるかも知れませんが、早い時期ちょうど今、町長が在職されとる、今財務課長がその職責を負うとられる、なかなかそのタイミングが悪かったんかも知れませんが。こういった問題が起こったなあ。しかし、これが起こった以上はなんとか早い時期、町民の皆さんからこういった、あのう、これが新たないうか、別な不信感とならないように早い対応をお願いするところですが、いかがなものでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） えと、あのう、貴重な資料をいただきました。ちょっと確認だけしますけども、あのう、まあ、30年度でもいいですけど、あのう、市町村数が都道府県別に出てます。で、横に課税数とありますが、これは課税市町村数ということですか。はい。じゃあ、あのう、その課税市町村数の内、どれぐらい課税をやってらっしゃるかちゅうのは分からないですね。ですから、あのう、おそらく、条例でどこもこう国で決まり、県で決まり、町で決まってるわけですから、あのう、島根県を除いては、あのう、課税の努力をされてるんだろーと思います。だからそれは条例にあるから。だから条例がある以上やっぱり努力はしなきゃいけないなというのが、これでなんか読み取れるというふうに、まあ、思うんですけども、しかし、その実態として、非常にまあ、コストの問題、それからわずかしこ課税してない、あとはと、とら、とられないとか、不可能であるとか、まあ、こういうようなところがですね、やはり今の問題として出てくる、来てるわけですから、そういった実態というものをやはり国は分からないと思うんですよね。ですから、やっぱり税というのを一回、税法というのを一回決めたら、それが100年も200年も続くかっということそれはあり得ない話だろうというふうに思います。今の実態に合わせて、やっぱり先ほど言った公平、不公平の観点からも今の税法というものがほんとにマッチしてるかどうかということ、やっぱり考える時期に来てるんじゃないかなというのが私の思いであります。だから、そこはやっぱり国がしっかり判断を示していくということが取りあえずは必要なのかなという時期にきてる、いうふうにまあ、思ってます。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、ええと、たまたま今役職についておられる方がまんが悪かった思うてでもええですが、とにかくこれはあんまり、はあ、下へおいておかれん問題ではないか思います。よろしくお願いします。それで、最後、この問題の最後になりますが、この問題を私調べていく中で、あのう、特に先ほどからも答弁していただきました、財政、あぁ、財務課長、それから電話の問い合わせ、他の市町へするのは私、どうも気がねだったんですが、電話をしてみますと、やはりそこの職員さんも真摯に対応していただきました。それによってこういった、あのう、データを集めることができました。そのことについては感謝を申し上げまして、次の、あのう、質問に入りたいと思います。ええと、次は今度はコロッと変わりまして、道路状況のことなんです、近年の異常気象から豪雪時の道路通行確保が困難な状況が多発しとります。そこで、国道や県道の対策をしていただいているんですが、町民への影響が最小限となるような更なる対応策の検討を望みたいと思うところですが、そこで、先ず1点、えと、これまで町長からちょっと話、全協の時にいただきましたが、ええと、降雪時に高速道路の浜田道の通行止めによる国県道の通行止めや交通渋滞発生など町民の日常生活に大変支障があり困つとる状況です。ええ、9月の5日だったですか、新聞報道で浜田道の対策が考えられると、考えられているということを聞きましたが、そのことでどのような改善が図られると想定されるのかをこれを教えてください。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） ええ、まぁ、浜田道の4車線化の問題です。で、まぁ、あのう、首長としてここに立っているということを今考えますと、今のようなほんとにあのう、町民の皆さんにこう、身近な大事な問題も当然考えていかなきゃいけないし、同時にやっぱり、こうした大きな国の、ええ、道路の問題とかそういったことをお願いしながら、やっぱり実現に向かって行くっていうことも正に首長の大きな問題、大事なしごとだというふうにまぁ、思ってます。ええ、そういう中で、まぁ、今回浜田道の4車線化の一部が国交省から国土幹線道路部会へ提出されたと、9月4日でございます。私はほんとに喜びに堪えない。おそらくあのう、まぁ、このままずっと浜田道は暫定2車で行くんじゃあないかと、財政厳しいですから、と思いつつやはり昨今のやっぱりいろんな厳しい状況を考えて時に、やっぱりこれは、やっぱり浜田道は特に4車線化をしていかなきゃいけないということを、まぁ、知事や私共や一生懸命国に訴えていく、来た、この成果だというふうに、私はまぁ、考えて、ええ、いるわけであります。ええ、まぁ、あのう、新聞でも出ておりましたように、まぁ、浜田道全線ということにはなりませんでしたが、9月4日に提案されたものは瑞穂インターから金城スマートインターまでということであります。ええ、で、ま

あ、再度念押しをしますけども、あのう、道路部会へ提出されたということですから、決定ではないわけですね。で、ただ、まあ、今までの国の動きから見ますと、国交省が自信をもって部会に出したわけですから、おそらくこれは新聞でも出ておりますように、その方向に行くのは私は間違いないと思います。その決定、最終決定の通知が来た暁には、私は、まあ、町民の皆さんも待ち望んだと思いますので、庁舎の前に大きなお祝いの垂れ幕をしたいなあ。これはあのう、浜田の市民さん、市民も一緒だというふうにまあ、思います。まあ、そういう中で、まあ、どういうまあ、効果も含めて、まあ、なぜそこが選ばれたのかということが、まあ、亀山議員さんのご質問にも答えられるというふうに思いますけども、あのう、まあ、先ほどもちょっと言いましたように、暫定2車というのは様々な問題があります。で、特にあのう、浜田道はわが町あたりは山岳道路でございまして、当然まあ、対面事故でありますから、事故が多いということがあります。ええ、それから昨年、おと年かな、高知、ご存知ですかね四国高知、これはあのう、ええ、暫定2車じゃなくて4車線になってる、全線。で、そのことによって、片側が崩落したんだけどもう一つの線路が、ああ、車線が残って物流がストップしなかったという、非常にこれはまあ、大きなニュースとして報道された。やはり4車線というのは非常に効果があるということが証明されたと大きな事件でありました。ええ、そういうこともあったり、それで山岳道路ですから、やっぱりいつ崩落して、もうそれこそ長期に渡ってストップしない、するような可能性もないではない。ええ、昨年はああして豪雪で三日間もストップした。これは正に除雪が追いつかなかったわけですけども、まあ、それによって、私どもは人の往来はもちろん物流もストップするというようなことや観光客の方も非常にまあ、苦労されると。ええ、その結果国道261号線にどんどん車が回って、そこでスタックを起こし、木まで倒れて、非常に大きな問題になった。まあ、そんなことをですね、ええ、何回か国交省に行って強く要望してきた経緯があるわけですよ。ええ、で、まあ、今回、正にそういうことでめでたい話ではありますけども、じゃあなぜ、全線ではなくて、瑞穂インターから金城スマートインターまでかということ、まあ、少し言いましょう。あのう、まあ、あのう、4車線化をする場合でも、その箇所の優先箇所というのがどうも国交省にはあるようでして、特に優先箇所の要点というのが一つは勾配がきついところはまずやらなきゃいけない。勾配がきついと非常に除雪がしにくいということがあります。ええ、まあ、一応4%以上、で、正にあのう、瑞穂インターから金城スマートインターまでは4%を超えているわけです。比較的大朝から寒曳を通過するところは緩やかなので、正にその勾配のきつい4%のこの地点で除雪が非常にまあ、難渋して、その結果、悪影響を様々なところへ及ぼしてるということが分ってきたということだそうです。ええ、まあ、そういうところで、ええ、除雪にまあ、ここを4車線化すれば除雪もスムーズに行くようになり、つまり4車線化することによって、雪を飛ばします、その飛ばす場所が確保できるわけですね。ですから、まあ、特にこういった今のような今回指定をされたところが4車線化になり、雪の時期にスムーズに通れるようになれば、今度は正に大朝に向かっては比較的楽であるということが、まあ、言われている。で、まあ、時期的には、まあ、当然明示はされてませんけども、やはりこれは結構年数がかかるんであろうというふうには思ってますけども、ええ、まあ、事業主体がネクスコでやられるそうであります。で、まあ、財政投融资を使いながら、まあ、我々としては今後はですね、やっぱりいち早

くここをさばってもらうように、そしてまあ、これをきっかけに今度は大朝から瑞穂インターまでのところへまた繋げていただくように、やっぱりこれは継続して訴えていく必要はあるかと思いますが、数あるその4車線化の要望の、数ある多い中で瑞穂インターが選ばれたということは、ほんとに私は喜ぶべき点ではないかなあというふうに、まあ、思います。

●**亀山議員（亀山和巳）** 議長。

●**山中議長（山中康樹）** 亀山議員。

●**亀山議員（亀山和巳）** はい、ええ、ありがとうございました。ええと、この高速道路については最近も利用度も増えたり、それと今の片側1車線いうことで、昨年から、その前でしたか、対面こう、ああ、正面衝突があったり、先ほど町長が言われた、除雪で、が困難で、上が通行止めになる、そうすると下へ車がみな下りてくる、下の国道が渋滞、または通行止めになったりして、大変あのう、住民も困りますんで、今はまあ、そういったことが取り上げられて決定して何時からいうことは分らんいうことですが、早い時期にこれが完成することをねごとります。それで、ええと、除雪に関連して、もう1点ですが、ええと、今はさっき高速道路をやり、今度は町道の除雪についてですが、最近では今のむかしは、ああ、最近ではあのう、町が除雪機を保有してオペレーターの方をお願いして、町道の除雪をするという路線が増えとるように聞いとります。そこで、ええと、除雪をする時に、作業をオペレーターに委託する場合、これはただ免許証が、免許があるいうだけでは、なかなかこれは除雪のオペレーターいうのはむずかしい思います。例えば現場をよう知つとらにやいけん、また機械もなれとらにやいけんいうようなことで、やはり熟練したオペレーターを安定的に町として確保することが必要ではないかと思います。それをやったときに、伺いましたのは、これはやはりその時間給いうんですか、時間でそのオペレーターの人を臨時に頼む、そうすと、雪が再々降るときには出動回数もおいしいんですが、この冬のように、この前の冬のように今年は雪が降らんよのういうようなことで、出動回数が少ない時には他の仕事をせんこうにこれへ、あのう、頼まれとったのに、出動する機会がないとまたこれは、そのオペレーターさんの収入にも影響するようになります。そこで町民としてはこの早期な除雪いうのは大きな期待を持つとるわけなので、この町の、町有の機械を使うオペレーターさんのその確保するために待遇改善であるとか、または事故を起こしてもろうたらたいへんです。最近はこのう、タイヤショベル方式なんで、ちょっと足を踏み外すとコロンとまくれてしまう。すぐ死亡事故にもつながりかねない、大変危険な仕事だろうと思います。ここでやはり町としては、町民の安心、安全・安心のためにもこのオペレーターの確保をしっかりしたものにするように検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○**上田建設課長（上田修）** 番外。

●**山中議長（山中康樹）** 上田建設課長、残り時間が5分を切っておりますので答弁は

簡潔にお願いします。

○上田建設課長（上田修） 町が委託する除雪作業において熟練したオペレーターを安定的に確保するため待遇や研修等を検討すべきではないかとのご質問でございます。はじめに除雪作業の現状についてご説明をいたします。除雪作業は除雪委託業者、39業者ならびに町が直接除雪をしております直営除雪機のオペレーター7名で除雪作業を行っております。ええ、先ほどあのう、議員さん、ご質問ありましたように、まあ、不慣れな場所とかですね、乗りなれない重機ということで、今後はそういったオペレーターの確保についてということでございましたけども、直営除雪機での除雪作業につきましては、町が保有している除雪機を町が雇用しているオペレーターにより、比較的幅の広い道の、除雪作業を行っております。先ほどご質問にもありましたけども、除雪作業に従事していただいた時間に対して賃金をお支払いしているところでございます。ええ、今後はですね、先ほどありましたけども、雪が降らなかった場合とかも勘案しまして、除雪機械のオペレーターの他にですね、道路の維持作業も含めた業務を依頼する方法とかですね、あとは除雪の範囲や時間帯などを邑南町にあります建設業協会との協議を行うこととかですね、あとは冬期間除雪作業が可能な諸団体などとの協議も進めてまい、いきたいと思っております。以上でございます。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） ええと、併せてちょっと補足をさせていただきますけども、あのう、特に県の関係ですが、県のあのう、まあ、先ほど課長が説明した補助制度がございます。これはいわゆる事業者に対して補助を行うものでありますけども、その年齢が実はですね、50歳以下というふうになってまして、それはちょっとこういう地域ではまだ難しいんじゃないのと、もう少し年齢を上げてもらわないと確保はできませんよということをやっているとおきました。ええ、近々このことについてもどうも県で取り上げていただいて、検討いただくようになるんだろうというように思ってます。

●亀山議員（亀山和巳） 議長。

●山中議長（山中康樹） 亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） はい、これは前向きな検討を早急をお願いしたいと思えます。今、先ほど聞きまして、県の補助が50歳、私は議員を辞めたら除雪がさしてほしい思いましたが、はあこりゃあ無理です。65を過ぎましたんで、駄目ですが、私はあのう、昔からあのう、山の中に住んどりますと冬の大雪の時にブルドーザーで雪を開けてもらうこと、これは大変ありがたかったんです。中にはブルドーザーきたら、一升瓶下げて行ってこれ飲みなさいいうて、というようなことが昔はあったように思います。しかし最近は、

のオペレーターさんは除雪のしょうがわりいとか、どこそこをめえだとか、感謝はしてもらいよるんだろうが、叱られることがおいしいいうのを聞きます。ぜひあのう、こういったこと、町民の安心・安全につながることでありますので、しっかり検討お願いいたしたいと思います。時間ありませんので、最後にこれしつこいようですが、始めの家屋敷税のことについてですが、これひとつ、これもやっぱり9月の5日の新聞報道でしたか、ええと、島根県の県税の徴収率についての記事がありました。2018年度の都道府県税徴収率で島根県が前年度比0.06ポイント増の99.29%となって、11年連続で全国1位だったと新聞に大きく出とりました。しかし、先ほども言いましたように、県もとらにゃ、ああ、課税せにゃいけん、家屋敷税をぜんぜんとらんこう、むつかしい税はこっちへ置いといて、全国1位いうのもちょっとこれはいただけんかなあと思います。まあ、最後にあのう、またいらんことを言いましたが、いろいろな課題もあると思いますが、早い対応をお願いして私の一般質問終わります。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で、亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。続きまして、通告順位第6号中村議員、登壇をお願いします。

（議員登壇）

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 8番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） 8番、中村でございます。期せずしてラストバッターになりました。あと1時間ほどですが、お付き合いのほどよろしくお願いします。今回は2点を通告いたしております。ええ、通告順に質問に入らせていただきます。あのう、最初に土砂災害防止法の特別警戒区域の指定について聞きたいと思います。あのう、3月定例会でも質問をいたしましたし、ええと、10年前にも一度質問をさせていただいておりますが、あのう、3月の時は、時間の関係で詳しく質問することができませんでした。あのう、邑南町でも来年度には指定になるだろうというような情報を聞きまして、少し詳しく質問するべく、ええ、今回も通告をさせていただいております。よろしくお願いします。あのう、この土砂災害防止法、ええと、正式名称は、ちょっと長ったらしい名前で、ええ、

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律という法律ですが、これは平成11年に、ええ、広島県で土砂災害が発生をして、24名の方が犠牲になられたという災害がありました。ええ、それを受けてですね、その時の、あのう、問題点として、無秩序な宅地開発と、その開発された宅地の危険性を知らずに住んでおられる方があったということで、あのう、法制、それがきっかけとなってですね、平成13年に、ええと、施行された法律であります。あのう、最初に、ええ、今現在、本町において、ええ、指定に向けて調査が行われているんだと思いますが、あのう、調査の状況でありますとか、ええ、指定に向けての予定等をお伺いしたいと思います。

○上田建設課長（上田修） 番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンと申しますけれども、以後の説明ではイエローゾーンとさせていただきます。イエローゾーンの指定については、島根県全市町村指定を終えています。平成30年12月末現在で、島根県全体は32,279箇所、邑南町では1,821箇所の指定を受けております。土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンと申しますけれども以後の説明ではレッドゾーンとさせていただきます。レッドゾーンはイエローゾーンのうち急傾斜地の崩壊などが発生した場合に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域で、指定されると区域内での開発行為に対する許可制や建築物の構造規制が行われることになります。ここまでは3月議会でもご説明をさしていただいております。レッドゾーンの指定には、現地調査を行います。対象となる箇所は土石流危険箇所であれば溪流勾配が2度以上で谷地形をなしている溪流、急傾斜地危険箇所は傾斜度30度以上法面の高さ5m以上の斜面で、いずれも危害の及ぶ範囲に人家がある箇所が基礎調査の対象となります。この基礎調査は島根県が行いますが、平成31年4月現在県内13市町が完了しており、その内5市町がレッドゾーンの指定済みとなっています。邑南町では羽須美地域が平成29年・30年度で調査を実施済みでございます。残る瑞穂・石見地域は平成30年度、今年度、令和元年度で実施されていて、今年度調査業務が完了予定と伺っております。ええ、今後のスケジュールでございますけれども、邑南町内の基礎調査が予定通り終了すれば、令和2年度に島根県から基礎調査の結果の通知と公表並びに指定及び解除に関する意見照会が送付されます。これを受け、土砂災害防止法第4条第2項に規定されています住民説明会を開催いたします。この説明会では、土砂災害特別警戒区域の位置図・区域図を公表し、区域指定の目的や意義、私権の制限を伴うことなどを説明し地域の方の理解をお願いすることになります。指定は邑南町長の承諾のもと県知事が行うこととなっております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、えと、答弁の中で後ほどお聞きしようと思った点が何点か説明をされましたが、あのう、おおむね、ええと、来年度から住民説明会が始まるというふうなことだと伺いました。あのう、県のGISデータがあります。マップ・オン島根と言いますけども、それにええと、この警戒区域それから特別警戒区域の指定地図が掲載されております。ええ、本町はまだ指定されておきませんので、この地図で見ると特別警戒区域は表示をされておきませんが、あのう、基礎調査データというのが、あのう、別な地図で、別なマップで掲載をされております。ええ、これによりますと、先ほど説明がありましたように、調査の完了しておる羽須美地域については、急傾斜それから土石流のレッドゾーンの指定、指定の予定地ですか、の掲載があります。あのう、えと、かなりの集落にですね、急傾斜、土石流の指定がなされようとしております。あのう、特別警戒区域には、あのう、先ほど課長がちょっと話されましたが、ええ、急傾斜と土石流と地滑りというものが三つがございます。島根県では地滑りについては指定をしないということにしております、してあるようですが、あのう、急傾斜については先ほど課長の説明にもありましたように、警戒区域の中で、ええと、高さ5m以上の崖ということでしたが、崖の上部から5mを除いたところ、それから、ええと、崖崩れがあった時に、建物に与える土石等の外力ですね、これが標準的なまあ、一般的な建物の強度よりも大きくなるという部分を指定をするというふうにされております。ええ、要するに5m以上の崖で、ええと、急傾斜の、ええと、私もレッドとイエローで話をさせていただきます。あのう、急傾斜のイエローゾーンに指定をされておきますと、その中にはレッドゾーンが含まれておるということになります。あのう、警戒区域イエローゾーンのデータはもう既に公表されておきますから、ええ、このマップオン島根で見ますと、ええ、瑞穂、石見にもかなりの指定がされておきます。その中にレッドゾーンが含まれておるんだという見方をしますと、瑞穂、石見地域でもかなりの指定が想定をされるということだと思います。で、ええ、指定が決定してから住民説明会を行いますよということでしたが、あのう、決定する前にですね、我々、ええ、議員としても、あのう、内容をちょっとよく知っておく必要があるのではないかと、ええ、今議論をしておるところです。で、先ほど、まあ、レッドゾーンに指定された場合の制限について、ええと、建築に制限がかかるとか、開発行為に制限がかかるとかというふうな話がございましたが、ええと、その他にも制限があるかと思いますが、どのような制限が加えられるのかそれを教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） レッドゾーンに指定された場合に、加えられる制限、措置はとのご質問でございます。レッドゾーンに指定されますと、主に4つの制限、規制等が行われます。1つ目は、特定の開発行為に対して許可が必要となります。宅地分譲や社会福祉施設等の建設のための開発は、土砂災害に対しての安全対策が基準どおりかどうか、島根県、あ、県知事の許可が必要となります。2つ目に建築物に構造規

制がされます。レッドゾーン内では、居室を有する建築物は土砂災害により想定される衝撃等の力に対して安全な構造としなければなりません。また、レッドゾーン内で居室を有する建物を新築または増改築する場合は、邑南町のような都市計画区域外であっても建築確認が必要になる場合がございます。ただし、今お住まいになっている家をすぐに安全な構造にしなければならないものではありません。これから新築する場合や増改築する場合は該当いたします。3つ目でございますが、建築物の移転勧告が可能になります。土砂災害により建物が倒壊するなどの危険が差し迫っている場合、県知事は所有者に対して移転勧告をすることができます。この場合、移転に関する支援措置として、がけ地近接等危険住宅移転事業による補助や住宅金融支援機構の融資などが受けられることとなっております。ええ、最後、4つ目でございますけれども、宅地建物取引における措置としまして、宅地建物取引業者は、当該宅地や建物の売買や貸借にあたり、特定開発行為の開発等について、相手側に重要事項説明を行うことが義務づけられます。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、ええと、レッドゾーンに指定された場合の制限ということで、ええ、規制ということで4点があるということがお示しをいただきました。あのう、開発行為の制限、これはあのう、宅地を開発をした、するとか、ええと、それから福祉施設だとか、病院であるとか、学校であるとか、あのう、避難にこう、ええ、手のかかると言いますか、手のかかるという言い方が失礼かも知れません。ええと、どういう言い方がありますかいいね。要配慮者、避難に対して要配慮者が使用するものについては制限がかかると。あのう、作ってはいけないということではない。作る場合は先ほど言いましたような土砂が崩れてきても耐えるような構造にきなさいということのようです。それからまあ、あのう、建築に対する制限、これはまたあと、後ほど聞こうと思います。それから、建築物の移転の勧告ができると、それから最後が、あのう、いわゆる不動産屋さんが土地を紹介する時にきちんと説明をきなさいと、ここはレッドゾーンに指定されてますよというような、で、制限はこういうことがあるということを説明しなさいということだと思います。で、その中でもですね、特にあのう、住民生活に直結するということで、住宅についての建築制限を具体的にお聞きしたいと思いますが、最初に、あのう、この区域指定というのは、現場に杭を打ったりとかいうふうなことをするものではない、ですね。あのう、地図の上でここまでが、ええ、レッドゾーンです、ここまでがイエローゾーンです、いうふうな地図を用意をされるようです。で、実際に、あのう、自分の住んでいる家が、あるいは宅地がですね、ええ、レッドゾーンに該当するののかということはどうして確認をするのか、どうやって確認をするのかということをお教えいただきたい。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） レッドゾーンをどうやって確認すればよいかというご質問でございます。先ほどあのう、中村議員さんもおっしゃられましたけども、ええ、先ず、あのう、マップ on 島根というですね、島根県のホームページにございます、そういったものでご覧いただくことも可能でございます。またあのう、備え付け、指定をされた後はですね、ええ、県央県土、ああ、こちらで言いますと、県央県土整備事務所の管理局に備え付けられる予定となっております。またあのう、イエローゾーンの指定の時もそうでしたけれども、あのう、今後、あのう、検討でございますけれども、各公民館等の避難施設等にも設置が予定ができればというふうに思っております。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、ええと、いろいろ制限がかかるのは、レッドゾーンに建物がある場合です。ですから、そのう、ええ、それがどこまでかというふうなところを、例えば隣の家のごくまでかかって、うちの家はかかっていないのか、うちの家のごく角までかかってるとか、というふうなところが、あのう、地図の上でしか確認をできない、で、それを実際にこの後、あのう、お聞きしようと思いますが、ええ、建築を、新築あるいは増改築をする場合に、確認申請を行わなければならなくなる、その場合に、ええと、いわゆる建物の配置図の中に、どこまでがゾーンですよというふうなことを、こう再現をしていかなきゃいかんわけですね。ええ、県が指定しておいて、ええ、あとは自分で調べなさいというような県の対応とすればそういうことだということだと思います。で、あのう、具体的な手続きのことですが、ええと、新築あるいは増改築をする場合の確認申請が必要だということでございましたが、これはいわゆる、ええと、邑南町以外の都市計画区域の中で確認申請をするのと同じ扱いになるのか、特別この区域内だから、特別な手続きが必要になるのか、そのへんを教えてくださいたいです。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） ええ、レッドゾーンに指定された場合の確認申請についてでございます。ええ、あのう、本来ですと都市計画区域外ですと、先ほど申し上げましたけども、確認申請等は必要はございません。あのう、特定の建築物以外はですね、必要はございませんけれども、ええ、このレッドゾーンが指定されたことにより、都市計画区域外においても、建築確認が必要となりました。ええ、これにつきましては、建築確認申請に構造計算を添付しなければなりませんけれども、あのう、建築士が設

計し安全を確認したものについては、配置図等に建築確認、ええ、建築基準法施工例第80条の3に従った対策を行ったと記載をすれば、ええ、構造の、構造計算を添付を省略することとされてございます。なお、構造計算の添付が不要だけで、安全を確認しなくてもよいというわけではございませんので、ええ、明らかに適合しないと分かる場合は構造計算の添付を求めることもあるようでございます。以上でございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、具体的な補強の話はちょっと後に聞きたいと思いますが、あのう、増改築を行う場合、ええと、例えば都市計画区域内で言いますと、10平米以上の増築を行う場合は確認申請がいて、それから大規模な模様替え、過半の、建物の過半に渡って模様替えを行う場合は確認申請がいてというふうなことが決まっておりますが、その時にですね、先ほど課長は増改築を行う時に建物の強度を強くすることが求められるというふうなことを最初に言われたと思いますが、あのう、いわゆる、ええと、既存、既存不適格というんですが、法が施行された時点にもうすでにある法律違反の状態、ええ、今回レッドゾーンに指定されると、レッドゾーンの中にあるものは、ええと、強度を持たない、ある程度の強さがないといけませんよというのがあるわけです。で、それは法律でそういうふうになるわけですから、本来すぐにしなければいけないのだけど、ええ、既存不適格という考え方で、今あるものについては、直ちにしなくてもいいと。だけど、確認申請を、増改築の場合に確認申請を行うと、既存不適格な部分も適合するように法を遡及さす、そきゅうと言いますけれども、法をその部分に規制をするのか、ええ、例えば10平米を増築する場合の、10平米は頑丈に造りました、ええと、あと残りの80平米は昔の、前のままですと、これでは通らないのか、前の建物も強くする必要があるのかというふうなところを教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） ええ、増改築における確認申請の、についてでございます。初めにあのう、ええ、増築ということでございますけれども、議員さんもお存じかと思っておりますけれども、ええ、既存の建物に建て増しをする、または既存の建築物のある敷地に新たに建築すること。また、既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物の単位としては新築となりますけれども、敷地単位では増築となるというのが増築の定義でございます。続きまして、改築でございますけれども、建築物の全部または一部を除去した場合、または災害等により失った場合に、これらの建築物または建築物の部分を従前と同様の用途、構造、規模のものに建て替えることを改築ということになってございますけれども、先ほど既存不適格の建築物についての、遡及につい

てのご質問でございますけれども、今、あのう、詳しいことがちょっと私ども確認ができておりませんけれども、通常ですと、あのう、遡及はないものというふうに思っておりますけれども、これあのう、県のほうでまた確認をさしていただければというふうに思います。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） ええと、既存不適格への遡及については、ええ、ないのではないかとのご答弁でございますが、あのう、あるのではないかとという見解を伺ったことがあります。ええ、つまりですね、あのう、ええ、今住んでおられる方は、あのう、今たちまちすぐ家を、強度を増してどうかしなさいというふうなことではないが、ええと、家をちょっと、家をかまおうと、ちょっと増築しようというふうな場合には、あのう、家全体の強度を増すというふうなことも視野に入れなければならないのではないかとというふうに私は認識をしております。で、あのう、その時のですね、具体的なまあ、補強の方法ほうというか、あのう、先ほど構造計算うんぬんの話がございましたが、ええ、どういう手続きで、どのような補強が求められるのか、その点を簡単でよろしゅうございます。教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） ええ、どのような手続きを、が必要かというご質問でございます。初めにあのう、掘出を行おうとする、建物の建築を行おうとする土地におきまして、ええ、土地警戒区域内、区域が存在する場合は、建築確認における配置図に特別警戒区域線、力の大きさと高さを区分する線、当該建築物に作用する、想定される土石等の力および高さの記載が必要となります。ええ、それを記載して、ええ、こちらの管内ですと、県央県土整備事務所のほうに申請をしていただくことになりまして、ええ、その算定された土石等の力と高さを配置図に記載して県央県土整備事務所の検印を受けたもので確認申請書類に添付をしていただくということになっているようでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、まあ、あのう、かなり煩雑な手続きが必要になる、まあ、もちろん個人の方が、ええと、建物の所有者の方が個人でできるということ

ではありませんで、そのう、ええ、建築設計事務所であるとかというふうなところに依頼をするということになろうかと思いますが、あのう、ただでできる話ではない。ええ、それなりの費用がかかるということでもあります。それから、あのう、ええ、区域内の制限です、移転の勧告をされる場合があるというふうなことがございました。その移転を勧告される場合というのはどういうふうな場合が想定されるのか、あのう、ただこういう勧告をされる場合があるということだけがこう一人歩きしますと、ええ、うちは勧告されるんじゃないだろうかと思いながら、ええ、暮らしていくというふうなことも想定されますが、あのう、ある程度こういう場合というふうなことがあるのかどうかを教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 移転勧告の具体的な例についてのご質問でございます。ええ、土砂災害により建築物が倒壊するなどの危険が差し迫っている場合、県知事が所有者に対して移転勧告をすることができますということで聞いてございます。ええ、勧告ですので、強制力はございません。自主的行動を促すものであり、従うかどうかは本人の意思によるということでございます。で、県内ではまだ具体的な、島根県内では具体的な事案がないようでございますので、いうことでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、まあ、危険が迫っている場合をどう判断するかということだと思いますが、まあ、あのう、このようにまだそのう、漠然とした内容のままで具体的なこうどういう取り扱いをするのかというふうなところが、あのう、定まってないようなところもあるようでございます。あのう、ええ、この法律の考え方のようにですね、危険な箇所を示して、ええ、それをその危険性を周知する、これは大変重要なことでもあります。あのう、ここお宅の家の裏はこういう状況で、ええ、こういう危険が、危険性がありますから、こういうことに特に注意しましょう、で、こういう予兆が現れると土砂崩れがおそれ、発生する恐れがあるので、速やかに避難をしましょう、そういうふうな、あのう、指導と言いますか、ええ、これはよく分かります。これはやらなければならないことだというふうに思います。ですが、ここは危険だから住まないようにしましょうとこれは行きすぎではないかと私は思います。ええ、ここまでですね、私権を制限をすると、こういうまあ、建築の制限であるとか、場合によっては移転を勧告されるというふうなところまで私権が制限を課せられること、これの是非、まあ、あのう、国が定めた法律でございますので、ええ、ここでこの法律をどうこうということは、あのう、言える立場ではありませんが、ええ、先ほど、ええ、課長からの話で令和2年で、その説明会をや

ったあと、町長の意見を紹介、意見紹介があつて町長の意見を受けて指定になるんだということのようでした。ええ、町長にお伺いしたいんですが、あのう、こういったあのう、私権に制限が課せられるということをどうお考えになるかを聞かしてください。

○石橋町長（石橋良治） はい議長、番外。

●山中議長（山中康樹） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） まあ、あのう、昨今の大変な激甚の問題、それから最近ではたびたび、毎年ありますが、広島県のああいう状態があつて、まあ、こうした形が一層こう住民の皆さんにしっかり周知してもらう必要があるかというような背景の中で、こういうことが進んでるんだろうと思います。で、あのう、まあ、私権制限の前に、やっぱり一番の大事な観点はその人の命をどう救うかということでもありますので、ええ、レッドゾーンにそのう、指定をしたということも大事であります、ああ、じゃあ、どのような私権の制限があるかも含めてしっかり説明をする必要があるんじゃないかなというふうに思います。とにかく、まあ、あのう、行政の説明というのは指定をしましたよ、危ないですからねっていうぐらいのことで終わる、とすればそれは大きな問題でありまして、ええ、今中村議員がおっしゃったような、今住んでいる人をどういうふうに考えていくのかということも含めて、やっぱりあのう、ひとり一人の疑問にしっかり答えながら、説明責任を果たすことが必要だろうと思います。正にそれは指定をした県の、まあ、ある意味では説明責任の問題であるかなとまあ、いうふうに、まあ、思います。ええ、今のやりとりを聞いてまして、お互いに一級建築士の資格を持っていらっしゃるんで、かなり、あのう、非常にまあ、我々としては知らない部分で大変勉強にはなりましたが、ああ、議員のやっぱりご心配な点も含めてですね、ええ、指定をするときにはしっかりそういった、今のよう話をさしてもらわなきゃいけないと、まあ、いうふうに思います。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、たびたび申し上げますが、私はこの指定によってですね、ええ、指定された地域に住んでおられます住民の皆さんがそこに住み続けようという意欲が薄れるのではないかと、ということを危惧するところです。あのう、集落全体に渡って、ええ、指定された場合にはその集落の衰退というふうなことに拍車がかかるのではないかと、いうふうなことも思っております。あのう、町長言われたように、生命、財産を守る、これはもちろん大変重要なことです。大変な重要なことですが、あのう、持続可能な地域の、こう、持続可能な地域を作っていくというふうなことが、あのう、物理的に不可能になるのではないかなということが大変心配をしておるところです。ええ、片方ですね、地方創生であるとか、あのう、住み慣れた地域で住み続けるための地域包括ケアシステムであるとか、というふうなことで、ええと、その地域を持続可能な地域として、ええ、住

み続けて行こうという取り組みをしながら、こういうふうな私権に制限を加える政策を行うというのは矛盾をしちゃあいまいだろうかというふうな気もいたしております。あのう、中山間地域の振興という観点からですね、このレッドゾーンの指定については、あのう、慎重な対応を町長にお願いをして、この質問は終えたいと思います。次に、ええと、公共事業の発注について、ええ、聞きたいと思います。あのう、近年、ええ、プロポーザル方式による事業の発注が増えてきております。ええ、これらの事例からですね、あのう、プロポーザル方式のメリット、デメリットを検証して、ええ、この方式の採用の方向性を統一すべきではないかというふうに考えて質問をいたします。ええ、最初に通告にありますように、実際にプロポーザル方式で発注された事業について、ええ、採用を、プロポーザル方式を、の、採用を決定した目的と発注後のプロポーザル方式を行ったことによるメリットと言いますか、効果を教えていただきたいと思います。あのう、具体的にこの例はこうだというふうなものがあればお願いをいたしたい。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 番外。

●山中議長（山中康樹） 小畑管財課長。

○小畑管財課長（小畑芳秋） ええ、公共事業の発注について近年プロポーザル方式での発注が、まあ、増えていると、それらについて、ええ、プロポーザル方式を選定した目的と発注後の効果についての、というお尋ねでございます。ええ、入札方式のひとつであるプロポーザル方式というのは随意契約の一種でございます。ええ、まあ、その随意契約の一種である中に、プロポーザル方式というものがございますけども、ええ、その後のそれを選定した理由の、と、その後の効果については、それぞれ担当課の判断によることになりますけども、管財課といたしましては、プロポーザル方式の性質と、また、あのう、この方式を選定する場合の一般的な考え方、ええ、その後に得られる効果について申し上げたいと思います。通常、本町におきましては、業務委託先を決める際には、業務遂行に要する価格が一番安い金額を提示した者が受託するという指名競争入札方式を用いることが多いです。場合によってはあのう、公共建築物などの設計の場合は、コンペ方式によって行う場合もあります。しかし、専門的な高度、専門的や高度な技術、また、先進的な新しい技術などを要する業務の場合については、単に価格のみが安いということで選定したのでは発注者が期待した結果が得られない、そういう場合が生じる恐れがございます。従って、主に、公共工事、建築物設計、調査など、ええ、建築コンサルタント業務であるとか、システム構築にかかりますコンサルティング業務、各種研修業務やPFI事業に関するアドバイザリー業務などにおいては、その性質又は目的が価格のみによる競争入札が、に適さないと認められる場合において、業者の実績であるとか、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な受託業者を選定するために企画提案書の提出等とそれからヒアリングを行いまして、当該委託技術の、委託業務の履行に最も適した候補者を決定するためにプロポーザル方式を選択する場合もございます。ええ、つまり、ええ、この方式はあのう、指名しました複数の業者から技術提案書とヒアリング、まあ、これヒアリングと言いますかプレゼンテーションですが、により、企業それから技

術者の全体の能力ですとか、そいから経験、ええ、技術力等評価して、ええ、業者を候補する決定、候補者として決定しますので、ええ、より質の高い成果を期待できる、ひいては公共事業の品質確保につながるものであります。あると思います。ええ、よって、担当課においては、プロポーザル方式を選択される理由としては、ええ、入札方式選定のイメージと言いますか、イメージがですね、入札調達案件に求められる、ええ、必要となる知識が必要とされるこーす、ええ、ああ、知識やあるいは必要とされる構想力や応用力の高さの度合い、まあ、高さが高ければ高いほど落札価格のみによる、ええ、競争入札方式よりプロポーザル方式のほうが適しているのかと、ああ、適しているのではないかという判断をされているのではないかと思います。

○植田総務課長（植田弘和） 番外。

●山中議長（山中康樹） 植田総務課長。

○植田総務課長（植田弘和） ええ、具体的な例があればとのご質問でございましたので、ええ、近年実施いたしました、プロポーザルでの発注の中から総務課が担当いたしました、防災情報伝送システムを例に目的と発注後の効果について説明をさせていただきます。防災情報伝達システムの整備につきましては、平成28年度から採用する方向の検討を重ねておりました。その当時から、使用する周波数帯に60MHz、260MHz、280MHzという周波数帯と携帯電話を利用したもの、ケーブルテレビ網を利用したシステムなど様々な方式が存在しておりました。そのように多様な方式の中から邑南町に最適な方式の選択が求められるという状況がございました。また、その方式の選定にあたりまして、邑南町の特色、例えば、地形でありますとか、ええ、想定される災害のリスク、情報を受ける住民の皆さんの側の生活スタイル及び既存の設備の有効活用など、町の特色を踏まえた方式の選定が必要になっておりました。費用面に関しましても、当初の設備整備費ですとか、その後の維持管理費などいずれもその方式ごとに大きな差がある状況もございました。このような状況を踏まえまして、町の特色や町が求めるものに対し、それぞれの方式が持つ特徴を照らし合わせ、最適な方式を選択することができるのがプロポーザル方式であるということから採用したものでございます。具体的には、指名審査会で選定された7社により、初期の施設整備費と維持管理費導入後の保守体制、そして町の特色に応じたシステムの提案を受け、その中から町にとって最適な提案がなされた業者を受託候補者とし、協議を重ねた上で仮契約を締結して、6月議会で議決を頂いたところでございます。ええ、プロポーザル方式によって発注先を決めたことによる効果という点につきましては、あらかじめ伝送方式などを、の仕様を決めて発注する入札方式では、こちら側で考えた以上の仕組みは出てまいりませんが、プロポーザル方式としたことで、参加いただいた各社が持つ最も得意な技術を使った提案を相互に比較して、その中から最も邑南町にふさわしいと思われるものを選択できたのではないかと感じております。具体的に例を挙げて申しますと、町側が想定していた防災に強い、防災無線、ああ、災害に強い防災無線というのは、基地局である本庁舎が被災した場合に基地局機能を代替できる設備で

あったり、電気の供給が止まった場合にも放送を続けることができる無停電装置が必要だといったようなことを考えておりましたが、受注業者に決まったパナソニック社ではそれ以外に、伝送ルートが無線だけではなく既に邑南町が持っている光ケーブルを活用して放送をする２重ルート化により、情報伝達機能の維持をより確実なものにする提案をいただいております。こういったところが入札にはないプロポーザルのメリットであるというふうに考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、ええと、あのう、今そのプロポーザルということについてのこう一般的な考え方とそれから防災無線の更新についてのお話を伺いました。あのう、このプロポーザル方式というのはですね、あのう、そもそもその建築設計の分野で考えられた発注方式です。あのう、先ほだ管財課長が言われましたが、設計でコンペを行うということをおっしゃいましたが、あのう、一時期コンペがたいへん流行いたしました。ええ、コンペによる、提案に、コンペでの提案による企画を採用するというやり方が多用されました。あのう、しかしながらまあ、この方式いうのも様々なその問題、あのう、要は、ええと、発注する側もある程度の技術力、知識がないと発注ができない、どういうものを求めるか、そいから、出てきたものに対してどういう評価をするのかというふうなところも、発注側に技術、知識と時間と労力が必要になってくる。で、参加される業者の方も、ええ、一等賞はあのう、自主設計がもらえんとかいうふうなことで、仕事になるわけですが、それ以外の人は無報酬で、ええ、かなりの量の仕事をしなければならないというふうなことから、ええ、コンペではなくて、ええ、次に考えられたものが、このプロポーザル方式です。で、プロポーザル方式では、その具体的な案を示すのではなくてですね、ええ、先ほだ管財課長が言われたように、ええ、事務所のその業者さんの能力であるとか、ええ、人員であるとか、それからそれぞれのプロジェクトに対する考え方であるとかというふうなものを、の提案をいただいて、ええ、まあ、その、ええ、案を採用するのではなくて人を採用するというための方式として考えられたものがプロポーザル方式です。で、あのう、それがですね、あのう、近年は、ええ、特殊な、あのう、材料とか工法、あるいは、ええ、特別な機能を求められるようなあのう、先ほだ総務課長が言われた防災行政無線というのはこういうふうなものに該当するんだと思いますが、そういうふうなことを求められる建設事業であるとか、ああ、それから、高度な専門性を求められる調査業務というようなものに、ええ、こう範囲を広げて、ええ、今運用されているんだというふうに思います。で、えと、まあ、メリット、デメリットは先ほだあのう、管財課長が言われたように、あのう、メリットとすれば、予想していたもの以上の内容の事業を選択する、選択できる可能性がある。まあ、デメリットとすれば、あのう、技術提案を重視してコストでの決定でないので、コストもちろんその勘案をしますが、コストのみの決定でないので、金額の妥当性というところが、あのう、確認しにくいというふうなことがあります。で、私はその近年のこのプロポーザル方式の発注のうち、建設工事に関わるものに問題は

ありはしないかというふうに考えます。あのう、このままですね、あのう、何の基準もなくプロポーザル方式の発注を認めていくと、ええ、際限なく、際限なくというのはまあ、語弊があるかも知れませんが、どんどん拡大をされていくのではないかというふうに思います。そこで、あのう、プロポーザル方式を採用する場合のですね、共通的な取り扱いの指針が必要なんだというふうに思っております。あのう、先ほど管財課長が言われましたが、公共工事の発注の基本は一般競争入札です。でまあ、本町では指名競争入札で行っておりますが、まあ、競争入札が本来です。ええ、プロポーザル方式は、そのう、ええと、地方自治法施行例の167条の2ですか、随意契約が認められておるといふものの中の、第2項ですか、あのう、ええと、ええ、競争入札に適さないと認められたものについて、その相手先を、契約相手先を決める手段として認められている方式です。あのう、時々勘違いをされてるんじゃないかと思うことがあります。プロポーザルを実施すると随意契約の条件が整うんだというふうに思われる、そういうふうな話を伺うことがありました。で、これは大きな間違いですから、ええ、そこんところはしっかり頭の中に入れていただいて、そういう考え方に基づいてですね、採用ができる対象業務。どういったものに採用できますよ、そいからええと、運用する場合の誰が、こう、ええと、そのう、採用を決めたのか、ううんと、どういうふうな手続きで採用していくのかというふうな運用の手続きであるとか、ええと、選考の過程を明確にする、ええ、それから選考の、あのう、場合に外部有識者の関与をどうするのかというふうなこと、あるいは、ええ、本町には、ありませんが、入札監視委員会の設置であるとか、ええと、最終的な情報の公開であるとか、それから契約締結の段階での、あのう、手続き、ええと、プロポーザルで決定をするのは、第一優先交渉権者です。プロポーザルを行ったことによって、その人が落札をするわけじゃあないんです。それからそこで随意契約に適合できるようにきちんと見積書を提出していただいて、内容をしっかり吟味して、協議を行って、ええ、それから契約をするんだというふうな注意事項などをきちんと定めた指針が必要ではないかと、定めるべきではないかというふうに考えますが、この点についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○小畑管財課長（小畑芳秋） 番外。

●山中議長（山中康樹） 小畑管財課長。残り時間が10分を切っておりますので答弁は簡潔にお願いします。

○小畑管財課長（小畑芳秋） ええ、今、議員よりあのう、プロポーザル方式に対しての詳しい説明をいただきました。ええ、確かにあのう、プロポーザル方式というのは先ほど説明しましたように、あくまで、あのう、特例である随意契約の一種でございます。で、まあ、この随意契約をやる場合においてもですね、一番の基になるのはやっぱり競争性でございます。この競争性がないと、まあ、一番いけないということになっておりますが、今あのう、この随意契約のやり方であったり、まあ、どういうふうにしていくということで、邑南町の管財課のほうとしてはですね、ええと、平成29年になりますけども、ええ、まず、邑南町の随意契約に関するガイドラインというのを策定しております。それからあのう、同じく29年にプロポーザル方式の実施に関する手引きというのも作っております。

で、これに従いまして、ええ、これを参考に各課の担当者は事務を行うよう周知をしているところでございます。ええ、まあ、またあのう、入札や契約に関しては全庁職員を対象とした、まあ、そういう認識がないといけませんので、ええ、契約入札実務研修会というのを開催しておりまして、これは平成30年度には、ええ、7月とそれから1月の2回。で、本年においてもこないだ8月1日にですね、ええ、この契約入札実務研修会を開催しております。ええ、今一応の、内部でのですね、そういうような手引き等々のガイドライン等は作っておりますけども、公になるような要綱ですね、そういったものも今後整備していく必要もあろうかと思えます。で、今現在このプロポーザル方式を選定した場合はこの手引きに従いまして、ええ、まず、そのプロポーザルの選定委員会というものをまず要綱を設けまして、委員会を設置することになっております。で、そのう、委員会の、選定委員会の設置とそれから指名審査会の、によって、業者はどこに、を指名すべきだというこの両方の視点から業者の決定、それから運用、このプロポーザルの運用を決定していつているところでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●山中議長（山中康樹） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） はい、あのう、手引きは策定をしておるんだということのようでもございましたが、申し訳ございません、私がその手引きのことについてまで認識をしておりませんでした。あのう、ええと、島根県も手引きを作っております。えと、これを参考にされてるんですか？ではなくて？まあ、あのう、ええと、その手引きの内容がですね、どこまでのものなのかというところが確認できていないので、ええと、それがどうだということはちょっと今ここでは言えませんが、あのう、先ほども言いましたように、そのどういうものが、プロポーザルのどういう業務が対象になるんだというふうなことを、ええ、共通認識として持っておかないと、それから運用するについてどういうふうな手続きをするんだというふうなところが整っておかないと、Aという契約ではこうだったけどBではちょっと違ってたとかいうふうな話が出てくるとまずいのではないというふうな思いがします。あのう、先ほども言いましたけども、公共事業の発注の基本は競争入札です。ええ、仕様が確定できるもの、仕様が確定できるものは競争入札としなければなりません。また仕様を確定するための調査研究は職員の責務であると思えます。あのう、安易にですね、あのう、プロポーザルというような方式に流れないように、ええ、しっかり、ええと、先ほども言いましたような、まあ、手引きがあるということですので、ええ、手引きの内容をしっかりと周知をしていただいてですね、あのう、プロポーザル方式の運用に努めていただきたいということをお願いをして、私の質問を終えたいと思えます。ありがとうございました。

●山中議長（山中康樹） 以上で、中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後１時１５分とさせていただきます。

—— 午前11時44分 休憩 ——

—— 午後 1 時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の討論・採決

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。日程第３、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第２１号に対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏） ７番。

●山中議長（山中康樹） ７番。大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 議案第２１号、平成３０年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定について反対の立場で討論します。私は３０年度新規事業の一つである、邑南町女性活躍子育て応援企業表彰事業を実施せず、その経緯を説明してこなかったことから３０年度事業をすべて適切に行ったかどうか判断ができないため、歳入歳出決算については認定が難しいと考えています。この事業は石橋町長、そして邑南町の女性活躍子育て支援に対する行政の姿勢を示す重要な新規事業であったと思います。これだけの重要事業でありながらできなかった理由は、県も同様の事業をしていたため事業の調整が難しかったとのことです。しかしながら、このことは事業の予算化をするときから分かっていたことであり、事業調整に１年もかかるとは考えにくいものがあります。また、事業を実施するにあたっては応募、選考、表彰、認定までは３か月から半年はかかると考えられることから３０年度の年度途中には年度内実施が難しいことが分かっていたと思われます。重要事業ですので事業実施が難しいと分かった時点で補正により事業費を減額し、議会へ説明し、同意を求めるべきであったと思います。今回のような不用額として処理し、決算書から事業名が消えてしまえば事業の実施状況は議員には簡単には分からない状況になります。重要事業を実施せず、その理由も質問しなければ説明しない姿勢は多くの疑念を生むものです。以上のことから３０年度事業がす

べて適切に行われたかどうか私には判断できないため、議案第 21 号には反対をします。。

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第 21 号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい。賛成多数。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、議案第 21 号平成 30 年度邑南町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第 22 号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第 22 号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第 22 号平成 30 年度邑南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２３号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２３号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２３号平成３０年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２４号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２４号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２４号平成３０年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに

決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２５号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２５号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２５号平成３０年度邑南町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２６号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２６号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２６号平成３０年度邑南町電気

通信事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２７号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２７号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２７号平成３０年度邑南町水道事業会計決算の認定につきましては、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２８号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２８号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２８号邑南町職員の分限に関する

る手続及び効果に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第２９号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第２９号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第２９号邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３０号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３０号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３０号邑南町表彰条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３１号に対する討論を行います。  
反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第３１号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３１号邑南町消防団条例の一部  
改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３２号に対する討論を行います。反対討論  
はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第３２号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３２号邑南町家庭的保育事業等  
の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定を  
いたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３３号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３３号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３３号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３４号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３４号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　賛成多数。

●山中議長（山中康樹）　　したがって、議案第３４号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてつきましては、原案のとおり

決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３５号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３５号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３５号邑南町印鑑条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３６号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３６号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３６号邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３７号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３７号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３７号邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３８号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３８号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３８号邑南町水道事業給水条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第３９号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第３９号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹）　　はい。全員賛成。

●山中議長（山中康樹）　　全員賛成。したがって、議案第３９号 邑南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹）　　続きまして、議案第４０号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

●大屋議員（大屋光宏）　　７番。

●山中議長（山中康樹）　　７番。大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏）　　議案第４０号、令和元年度 邑南町一般会計補正予算第３号について反対の立場で討論します。今回の補正予算のいこいの村、霧の湯等管理費の増額は本予算を使っていこいの村レクリエーション施設、一般的にはモンターナという施設だと思います。この施設の照明等の施設を大規模に改修を行ったため、当初予定の修繕ができなくなり不足分を計上されたものです。議員の皆さんは 邑南町議会はいつ いこいの村モンターナの照明施設の改修のための予算を議決したのでしょうか。私はしていないと思います。当初予算のいこいの村、霧の湯等管理費には照明施設の改修のための経費は含まれていません。モンターナの照明施設の改修は予算措置のない予算執行であるのではないかと私は思います。緊急的な必要な事業であっても、何らかの方法で予算措置をする時間はあったと思います。私は予算はお金ではなく、住民サービスや必要な事業を認めるものであると考えています。まずは認められた必要な事業を実施するのが第一であって、お金があるからといって他の事業

に使うことは予算の信頼性をゆるがす大きな問題であると思います。別途予算措置をせず、いこいの村モンターナの照明工事を既存予算を使って執行したことは多くの疑念を生み、執行部の予算編成と予算執行の信頼性をゆるがすものであり、私はこれを起因とする補正予算は適正であると判断できないため、本議案に反対します。一部について疑念があるから、一般会計の補正予算をすべて反対することは妥当であるかどうか。一部のために住民サービスはできなくことは大きな問題であるという判断もあります。一般的に人を裁く裁判では疑わしきは罰せずという考え方もあります。ただ、私たち議員はこの場で議会として認めたものは私が反対であった、とは後々は言えず住民に対してすべて正当であるという説明責任を負います。今案件を含みまして、このたび補正予算等、またモンターナの照明施設の執行については執行部から適切な説明があったとはいい難く、現時点でこの事業及び補正予算について住民に対し、責任をもって説明をする自信がないため今の段階では私は反対をいたします。

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 2 番。

●山中議長（山中康樹） 2 番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 2 番議員の瀧田均です。議案第 40 号に賛成の立場で討論を致します。一般会計補正予算第 3 号の 7 款商工費、1 項商工費、3 目観光費の「いこいの村・霧の湯等管理費」については、いこいの村しまねのモンターナの照明修繕工事を緊急性があると判断して実施した結果、今後必要となる修繕工事費が不足するとして 415 万 8,000 円が施設修繕費に充てられるよう補正予算に上程されたものです。モンターナの修繕は、10 月に予定されている島根県知事と広島県知事とのトップ会談の場所として邑南町が会場に決定したことから、「いこいの村しまね」が両県知事の会談に適した施設と判断し、現行の照明施設では明るさが不足しており改善が必要であるという理由により、修繕工事を実施することを決定したと、石橋町長が 9 月 9 日の質疑で答弁されたところであります。また、町内の各種団体の皆さんからも、以前からモンターナの照明施設の明るさ不足改善の指摘があり、今回の対応を機にそうした要望にも応えることができるとも町長は付け加えられました。そうした説明を伺うと、いこいの村しまねの照明器具修繕の緊急性と必要性は理解できるものであります。ただ、修繕費として予算執行できる状態にあったとはいえ、予算執行前に議会に対して追加で修繕工事を実施することの説明がなかったことは、議会軽視とも受け取れる感があり残念に思うところです。その点については、質疑の場で執行部からの陳謝があり私としては了解したところであります。今後は気配りいただければと思っています。今

回補正予算に計上されている追加の修繕費については、いこいの村しまねや霧の湯などの施設を持続的に運営していくための、計画的または緊急的な修繕が必要と判断しての予算計上であり、利用者の方への配慮も図られていると感じています。この修繕費の財源としては、2項基金繰入金の14目いこいの村・香木の森基金繰入金として歳入に組み込まれているものであり、この基金条例には施設整備及び修繕等の財源に充てることが明記されていますので、条例の文面や解釈を逸脱したものではないと理解しているところであります。この補正予算第3号には、「プレミアム付商品券事業」「子ども子育て支援事業」「ふるさと基金事業」「災害復旧事業」等の重要な事業が盛り込まれていますので、そうした点からも私は可決成立を強く望んでおります。以上、執行部の補正予算の調製は妥当なものと判断し、私は議案第40号「令和元年度一般会計補正予算第3号」に賛成いたします。議員の皆様には何卒ご賛同いただきますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

●亀山議員（亀山和巳） 12番。

●山中議長（山中康樹） 12番、亀山議員。

●亀山議員（亀山和巳） えー、議案40号に対し反対の立場で討論いたします。えっと、先ほどの賛成討論のなかで条例等に反したものではないという言葉がありましたが、私としては、それは、理解できるものではないと思い、この場に立ちました。えーっと、いこいの村及び香木の森公園基金につきましては、昨年度末、30年度末で2,500万円あまりの基金残高がありました。ほいで、当初、本年度の当初予算では、1,990万あまり、およそ2,000万近くを取りくずす計画で当初予算に盛り込まれました。そいで、そのなかで、修繕、維持補修費として780万が計上され、当初予算として動き出したわけですが、それに対して、この度415万8,000円の補正の案がでております。えー、条例等によりますと、まず、いこいの村及び香木の森公園基金条例、これの第5条を見ますと、町長は第1条の目的のための資金として、基金を取り崩し、こっからですよ。基金を取り崩し予算に計上し、これを使用することができるとあります。それで、第1条とは、邑南町いこいの村及び香木の森公園の施設整備及び修繕費等の財源に充てるために、邑南町いこいの村及び香木の森公園基金を設置するとあります。この基金の目的は、施設整備及び修繕費等の財源とありますが、先ほど申し上げました第5条に規定してありますように、これは予算に計上し、これを執行しなければならない。予算に計上し、ということは、これは議会にはかり、可決したものを執行すると理解すべきではないかと思えます。それと、もうひとつは、邑南町いこいの村しまね条例のなか、そのなかの第14条に費用の負担として、施設の管理

運営に要する経費は、指定管理者が負担する。指定管理者とは、その管理を受けた人のことですわな。それで、そこで、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでないというただし書きもあります。それで、これは管理ですが、その第2項として、前項に定めるもののほか、施設の建物、工作物及び備品の修理並びに物品の更新は、指定管理者の負担において行うものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない、とあります。ということは、こういったいろいろな修繕とかなんとかは指定管理者が負担して行うべきものであると規定はしてありますが、これまで、慣例によって基金の方から取り崩しては、どんどんその修繕等にあててあるのが現状であります。この度の補正が通りますと、基金の残高としては100万円を切ることになります。今年の納付金が納められ、あー、納められそれで、またそれが積み立てられ、1,500万積み立てられると、また、1,500万近い基金とはなりますが、これまでが、毎年自転車操業の形で、とにかく、いこいの村あるいは霧の湯の施設整備というほうには、この基金の利用がされておらんというのが状況であります。ですから、この際、もう一度、いこいの村の基金条例と管理条例等をすべて見直して、基金として適正に、あのお、目的を達成できるように再検討すべきと思い、この度の補正については、反対致したいと思います。どうか議員諸氏のご賛同を得られますようお願いします。

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

●日野原議員（日野原利郎） 9番。

●山中議長（山中康樹） 9番、日野原議員。

●日野原議員（日野原利郎） 議案第40号令和元年度一般会計補正予算第3号に対する賛成の立場で討論を行います。若干これまでの討論の中でも出てきておりますので、重複することがあるかと思いますが、原稿を用意しておりますのでそのまま意見として述べたいと思います。今回のこの一般会計補正予算第3号では、主に今年度の普通交付税額が確定したこと、あるいは臨時財政対策債発行可能額が確定したこと等で合わせて約2億円の増額、また平成30年度決算に基づく繰越金1億8,000万ばかりの組み入れなど。また、これらに伴う当初組み込まれていた財政調整基金の戻し入れ、また他会計への繰出金の調整など、本来の会計状態に戻すための重要な補正予算となっているというふうに私は思っております。こうした中で、いま異議の出ている「いこいの村しまね修繕費」415万8,000円についてであります。先程来出ておりますように、本来予算は目的・使途を明らかにした上で議会に諮り、承認され執行すべきものであり、当然執行内容が変更されれば事前に議会に示されるべきであり、そういった点でいいますと今回の予算執行は議会を軽視するもの

と言わざるを得ません。しかしながら、これからが私の賛成とする意見であります。しかしながら、いこいの村しまねあるいは霧の湯は町の施設であります。民間の企業に指定管理という形で管理を委託し、善良な管理のもと、来館者にサービスを提供し、地域経済あるいは町の活性化を図ろうとする施設であります。とはいえ、本施設はかなりの経年劣化により毎年1,000万円前後の修繕費を必要とする施設でもあります。こうしたことを踏まえ、指定管理者には営業収益の中から毎年1,500万円前後を町に納めていただき、町はこれを「いこいの村及び香木の森公園基金」として積み立て、改修・修繕に充てているものです。当然町は、指定管理者から要求のある修繕等については、基金の残額あるいは今後の予測等を踏まえ適切な対応をしていく責任があるというように思います。こうした施設を運営していく中で、顧客の様々なニーズに対応していくためには、当初予定していたことの他に緊急に対応しなければならないことも生じてくることも理解しなければならないというように思います。こうしたことで本来行おうとしていた修繕もしないわけにはいかない重要なものというように考えます。今回はこのための補正となっており、必要なものというように考えられます。これらのことから、このための財源も前に述べた修繕費等に充てるための基金からの充当で、町の貴重な一般財源の充当もないこと等を考慮し、今後議会への事前説明あるいは協議等を怠ることのないよう条件を付して、本件補正は認めるべきと考え、議員各位の懸命なご判断をお願いし賛成討論とします。以上です。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

●三上議員（三上徹） 14番。

●山中議長（山中康樹） 三上議員。

●三上議員（三上徹） 議案第40号、令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号について反対の立場から、その反対の理由と議会としてあるいは議員としての如何にすべきかを問いたいと思います。反対理由の第1点目でございますが、8月28日の産業建設常任委員会の中で観光費補正の説明によると緊急の事情により、当初予算に無い項目事業を執行し、当初予定の事業が執行できない為とのことでした。当初予定の執行科目は予算内であれば流用もやむを得ないが議決時の目的と異なる支出であるので適当でないと事例集にあります。ましてや今回の執行項目は当初予算時に議決した項目に無いものであります。自治法に定められております年次予算のないものは執行できないと言うことからするとたいへん由々しき問題であります。反対理由の2点目といたしましては、その日の委員会に於きまして緊急で予算の無い事業が執行された事実は決して許されるものではありませんが、予定事業と重要度比較をされて執行がなされなかったとすれば、残りの事業は今回の補正ではなくてもいいので

はと執行部での検討を依頼いたしました。また、その後の議員全協での雰囲気から一部議員に執行部が説明に回られた時、今までも幾度もあったとして理解を求められたとの事でございます。修正等、何の対策処置もせず補正が出されてきたことは議会で議決する当初予算は重要ではなく、後から何とでもなると言う議会軽視そのものであります。第3点目といたしましては、いこいの村・香木の森基金の目的の認識がちがうと思います。いこいの村を県から100万円程度で払い下げてはいただきましたが、老朽化しておるので今後の大改修に備えて基金が創設されたと認識しております。基金条例の中には施設整備及び修繕の財源としての基金であり、目的の為に予算に計上して使用することができるとあります。また、いこいの村しまね条例の指定管理条件の中には工作物及び備品の修理並びに物品の更新は指定管理者の負担で行うとあります。しかし、現状におきましては毎年積み立ていたしますが、毎年取り崩され基金とは言い難いものであります。特に今年度は積立額を大きく超える取り崩しの当初予算であり、更なる取り崩による補正を認める訳にはいきません。更に言いますと修繕等に毎年取り崩されていますが、以前7億円も使ったいこいの村大改修は何の目的であったのか。また、成果は出ているのか、基金の意味を精査する必要があります。今回の補正予算の中には、他の項目の予算も多く含まれている事は十分承知しております。その他の項目予算に迷惑をかけない処置としては、自らが議案の撤回、あるいは再提出や議会からの修正案の提出をするという方法もありありましたが、この案件については商工観光課だけの問題ではなく、財務課、管財課等執行部全体の誤った認識であり、今後の事もありますのであえて補正全体を反対することといたしました。議会の使命としては、執行機関の行財政の運営や事務処理ないし事業実施が町民の為に全て適法、適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視するとあります。今回の議決案件は、議会としてあるいは議員としてを問われております。議会の皆様の良識ある判断をお願いいたします。なお、この議案を否決しても他の補正予算を執行できる方法はいくらでもあります。その事を申し添えておきます。

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

●石橋議員（石橋純二） はい。

●山中議長（山中康樹） 石橋議員。

●石橋議員（石橋純二） 令和元年度第40号一般会計補正予算第3号に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。今回の補正予算案には10月1日より施行されます消費税増税に伴う、プレミアム商品券事業費補助金1,350万円が計上されております。これは従来のプレミアム商品券とは若干違っておりますが、3歳以下の乳幼児がいる世帯及

び住民税非課税世帯を対象とするもので、必要性の高い事業であります。また、事業委託先であります邑南町商工会では、10月1日までに商品券の印刷、あるいは商品券取り扱い事業者のポスター、看板作成、さらに換金手続きなど事業主個々に説明するなど緊急を要するものでございます。また、いこいの村モニターナの照明改修工事については質疑の際、日高副町長より商工会からの要望もあったとの答弁もございました。邑南町商工会の総代会に平成28年度から送迎も引き受けていただけたということで、私ども商工会の方では会場を使用させていただいておりました。その席上、何人かの総代さんより会場が暗くて決算書類が見えにくいなどの指摘がございました。商工会より照明器具を明るくしてほしいと町当局に要望していたとのことでもあります。この施設は結婚式場等が主目的として建設されたものと思いますが、今後は結婚式や同窓会、歓迎会などの使用だけでなく、総会や各種会議などの使用も視野に入れて考えると明るい照明が必要であります。また、質疑の際でございましたが、今回、島根県知事と広島県知事の重要な会議がここで開催されるとの報告がございました。いわゆる、いこいの村基金の使途について、色々と解釈の違いがあったかもしれませんが必要性、緊急性を重要視し、さらに照明器具の更新をお願いした団体に所属いたします身として、私はこの補正予算第3号案につきましては賛成をさせていただきます。議員諸氏のご賛同をよろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わります。これより起立採決に入ります。議案第40号に賛成の方の起立をお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。

●山中議長（山中康樹） 賛成多数。したがって、議案第40号令和元年度邑南町一般会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第41号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第41号令和元年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第42号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第42号令和元年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長（山中康樹） 続きまして、議案第43号に対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、したがって、議案第43号令和元年度  
邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をい  
たしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第44号に対する討論を行います。反対討論  
はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第44号令和元年度邑南町下水道  
事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●山中議長(山中康樹) 続きまして、議案第45号に対する討論を行います。  
反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。  
議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。

●山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第45号令和元年度呂南町電気通信事業特別会計補正予算第1号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 日程第4、町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。町長から、議案第46号財産の取得についてが提出をされましたので、これを議題といたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) 議案第46号の提案理由をご説明申し上げます。議案第46号財産の取得についてでございますが、これは、スクールバス1台を購入しようとするものでございます。詳細につきましては、学校教育課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 洲濱学校教育課長。

○洲濱学校教育課長(洲濱浩敏) 議案第46号、財産の取得についてご説明申し上げます。取得物品は、スクールバス下口羽上田線 車両1台です。取得の目的は、老朽化に伴う車両の更新です。スクールバス下口羽上田線は、購入後12年が経過し車両の劣化が著しく、走行距離は、今年の8月末で53万6,049キロとなっております。過去の車両の状況を

見ますと、走行距離が50万キロを超えた車両は、エンジンの燃料ポンプ等が壊れることが多く、この他にも車両全体的に故障のリスクが高まっている状態であり、足回りのサビも酷い状態です。また、今後起こり得る修繕は高額になる可能性も高く、また当然安全運行を遂行する上で早急な車両更新を行う必要があると考えております。納車スケジュールとしましては、発注後、付属品、オプションの生産に約5か月を要し、その後、電装品の取り付け、外装のマーキング、床下防錆塗装、登録手続きに約1か月を要するため、今年度末の納車になると考えております。今回し、令和元年9月10日に指名競争入札を実施し、石見自動車、失礼しました有限会社石見自動車代表取締役日野 淳氏が落札されました。取得金額は消費税込みの1,171万5,000円で同日に仮契約を締結させていただいたところです。本件は、地方自治法第96条第1項及び邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本件契約は予定価格が700万円以上の動産の買入であることから、議会の議決を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。これより、質疑に入ります。議案第46号に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）。

●山中議長（山中康樹） 議案第46号に対する質疑を終わります。以上で質疑を終わり、これより、議案の討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第46号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第46号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、議案第46号財産の取得につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第5 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長（山中康樹） 日程第5、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●大屋議会運営委員長（大屋光宏） 議長。

●山中議長（山中康樹） 大屋議会運営委員会委員長。

（委員長登壇）

●大屋議会運営委員長（大屋光宏） 発委第4号について説明をします。発委第4号。令和元年9月12日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者議会運営委員会委員長大屋光宏。新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。一枚めくっていただいて、別紙の意見書が付いております。全文は朗読しませんが、提案理由と合わせて趣旨説明をします。現在の過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定され、4次にわたる特別措置法により実施されてきました。現行の「過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなります。過疎対策が過疎対策法により大きな役割を果たしてきたことは議員の皆さんもご承知のとおりだと思います。引き続き過疎地域が、多面的・公益的機能を果たし、そこに住み続ける住民にとって安心して安全に暮らしが守られることが重要であり、引き続き総合的な過疎対策を求めるものとしてこの度意見書を提出するものです。提出先は、最終ページの、衆議院議長をはじめ参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣宛てとするものです。よろしく願いいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委第4号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、発委第4号に対する質疑を終わります。

(委員長降壇)

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。討論は、反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、発委第4号に対する反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長（山中康樹） 無いようでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第4号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） 全員賛成。したがって、発委第4号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(発委第5号)

●山中議長（山中康樹） 発委第5号日貫小学校の養護教諭の継続配置及び事務職員の配置復活と児童数による配置基準の見直しを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●石橋総務教民常任委員会委員長（石橋純二） 議長。

●山中議長（山中康樹） 石橋総務教民常任委員会委員長。

(委員長登壇)

●石橋総務教民常任委員会委員長（石橋純二） 発委第5号の説明をさせていただきます

す。発委第5号。令和元年9月12日。邑南町議会議長山中康樹様。提出者総務教民常任委員会委員長石橋純二。日貫小学校の養護教諭の継続配置及び事務職員の配置復活と児童数による配置基準の見直しを求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出をいたします。提案理由でございますが、口頭を持って説明をさせていただきます。この要望は目貫地区自治会連絡協議会会長室田和之氏より提出されたものでございます。目貫小学校は児童数が10名という小規模校という理由で事務職員が配置されず、来年度は養護教諭の配置もされない可能性があるという旨を伺いました。児童生徒が安心して学べる学校であるために、養護教諭の継続配置と事務職員の配置復活を求めるものであります。委員会で審査いたしましたところ、日貫小学校の養護教諭継続配置は喫緊の課題として、また島根県では生徒数によって配置基準が定められているとのことであります。児童が安心して学べる学校であるために目貫小学校に養護教諭配置と合わせ今後の要望として規模に関わらず町内の学校に必要な教職員を配置すべきであるとの意見で一致し、島根県に対し意見書を提出するものであります。内容につきましては、次ページの方で記しておりますのでご覧いただければと思います。提出先でございますが、島根県知事丸山達也、島根県教育長新田英夫、以上に提出したいと考えます。よろしく願いをいたします。

●山中議長（山中康樹） 以上で、提出者からの説明は終了しました。これより、発委第5号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、発委第5号に対する質疑を終わります。

（委員長降壇）

●山中議長（山中康樹） これより、討論に入ります。討論は、反対討論からはじめ、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、発委第5号に対する反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。
発委第5号に賛成の方の挙手を求めます。

●山中議長（山中康樹） はい、全員賛成。

●山中議長（山中康樹） したがって、発委第5号日貫小学校の養護教諭の継続配置及び
事務職員の配置復活と児童数による配置基準の見直しを求める意見書の提出につきまして
は、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） ここで、暫時休憩いたします。

—— 午後2時13分 休憩 ——

—— 午後2時16分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） 2時30分まで休憩いたします。

—— 午後2時16分 休憩 ——

—— 午後2時32分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。暫時休憩いたします。

—— 午後2時32分 休憩 ——

—— 午後2時33分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

●山中議長（山中康樹） 再開をいたします。先ほど議決をいただきました、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出先につきましては、提出先は適切な相手に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 閉会中の継続調査の付託

●山中議長（山中康樹） 日程第6、閉会中の継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議員派遣について

●山中議長（山中康樹） 日程第7、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これに、ご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長（山中康樹） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 閉会宣告

●山中議長（山中康樹） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本

日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもって、令和元年第4回邑南町議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でございました。

—— 午後2時35分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員